

平成26年度

京都市男女共同参画センター



相談事業報告書



公益財団法人 京都市男女共同参画推進協会

目 次

I	ウィングス京都 相談室について	
	1. 相談事業の目的	1
	2. 相談体制	1
	受付電話	
II	平成26年度 相談事業	
	1. 月別・種類別相談件数	2
	2. 曜日別相談件数	3
	3. 年齢別相談件数	4
	4. 居住地別相談件数	4
	5. 相談の契機別相談件数	5
	6. 相談にかかった時間	5
	7. 相談の頻度	5
	8. 配偶者有無別相談件数	6
	9. 就業形態別相談件数	6
	10. 相談内容（主訴）別相談件数	7
	11. 相談への主な対応	7
	12. 他機関紹介	8
III	女性の相談	
	1. 女性相談について	9
	2. 女性面接相談の利用者の属性	9
	3. 女性面接相談の主訴	11
	4. 女性面接相談の主な対応	12
	5. 内容にDVが含まれる相談	12
IV	女性への暴力相談	
	1. 女性への暴力相談の利用者の属性	15
	2. 相談の契機	17
	3. 暴力の種類	17
	4. 面接回数	18
	5. 一般面接相談における「内容にDVが含まれる相談」との違い	18
V	男性相談	
	1. 男性相談について	19
	2. 男性相談の主訴	20
	3. 男性相談の主な対応	20
	4. DVに関係する相談	20
VI	その他の相談事業	
	1. 相談機関の連携会議	21
	2. グループ相談会	23
	3. DV被害者自立支援講座「わたしが私でいるために」	23
	4. DV被害者居場所づくり「アフター同窓会」	24
	5. 京都市男女共同参画苦情等処理制度受付	24

I	ウィングス京都 相談室について
----------	------------------------

1. 相談事業の目的

相談室では、男女が自立し自分らしく生きていこうとする上で生じる様々な問題についての相談を受け、その解決の方向を利用者が主体的に見出していけるような援助をめざして実施した。そのために、専門相談や図書情報室・講座・セミナーなどのセンター内の資源に繋ぐとともに、関係機関と緊密な連携をはかるようにした。また、相談から利用者のニーズや課題を受け止めてセンターで共有し、事業企画に生かした。

2. 相談体制

電話と面接による「一般相談」はウィングス京都相談室の相談員（事業企画課相談係）5名が担当し、専門相談は弁護士・カウンセラー等各分野の専門家が担当した。

	名称	形態	日時	担当
一般相談	電話相談	電話	毎週 月・木・金・土曜日 11時～18時半	ウィングス京都 相談員
	面接相談	面接 (予約制)	毎週 火曜日 11時～20時	
専門相談	法律相談	面接 (予約制)	年間 96 コマ 第 1・3 金曜日 13時半～16時	女性弁護士
	女性への暴力相談	面接 (予約制)	年間 261 コマ 12時～15時 13時半～16時半 14時～17時	女性カウンセラー
	男性のための相談	面接 (予約制)	年間 144 コマ 月 4 回土曜日 15時～18時	男性カウンセラー
	男性のための DV電話相談	電話	第 2・4 火曜日 19時～21時	男性カウンセラー

●受付電話

「電話相談」及び予約申込み 「男性のための相談」予約申込み	ついに なやみゼロ 075-212-7830
「男性のためのDV電話相談」	075-277-1326

Ⅱ 平成 26 年度 相談事業

1. 月別・種類別相談件数

26年度の総相談件数は電話相談、面接相談をあわせて2,119件であった。この中には、予約申し込みのための電話や関係機関からの連携にあたっての確認や情報提供、利用者による問合せや予約確認あるいはキャンセルなどの電話件数は含まれていない。

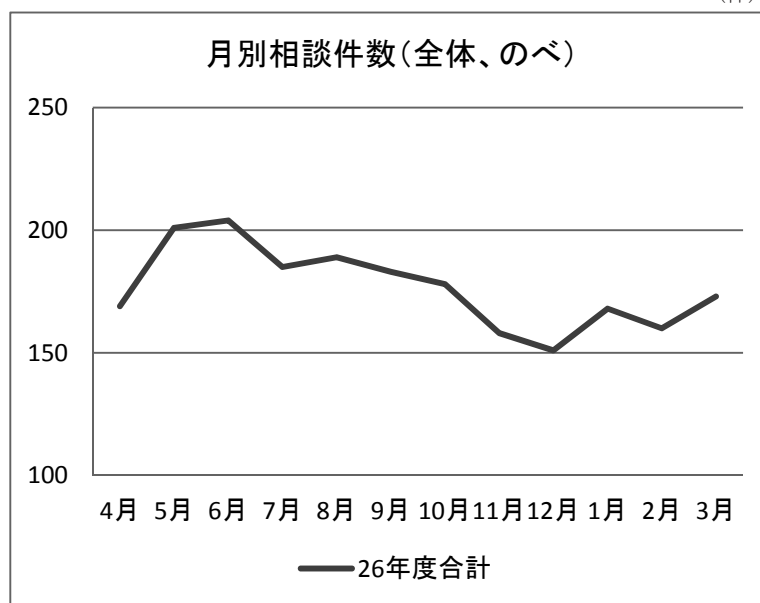
電話相談を「相談」の入り口にしていること、匿名性・利便性などから、以前は電話が相談の主流であったが、最近では面接相談につなぎ、相談者の抱える問題にじっくり取り組み、問題解決のサポートを行うことに重点を置くようにしているため、面接相談が増加している（一般相談の70.4%、専門相談も含めると、全相談の74.6%が面接相談となっている）。

月別相談件数(のべ)

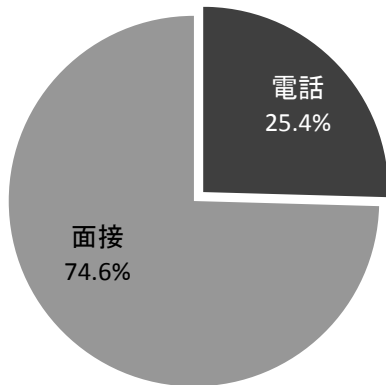
(件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
一般相談	一般電話	42	68	63	53	67	58	28	25	28	25	28	26	511
	一般面接	95	95	110	104	94	97	113	91	92	109	101	117	1218
	計	137	163	173	157	161	155	141	116	120	134	129	143	1729
	男性DV電話	1	5	1	2	3	0	6	3	1	2	2	2	28
専門相談	法律	4	2	5	5	4	3	4	7	4	6	3	5	52
	男性	10	12	9	6	6	7	9	13	9	9	9	4	103
	女性への暴力	17	19	16	15	15	18	18	19	17	17	17	19	207
	計	32	38	31	28	28	28	37	42	31	34	31	30	390
26年度合計		169	201	204	185	189	183	178	158	151	168	160	173	2119

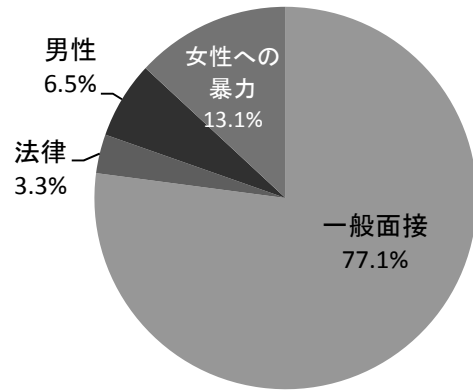
(件)



相談方法の内訳

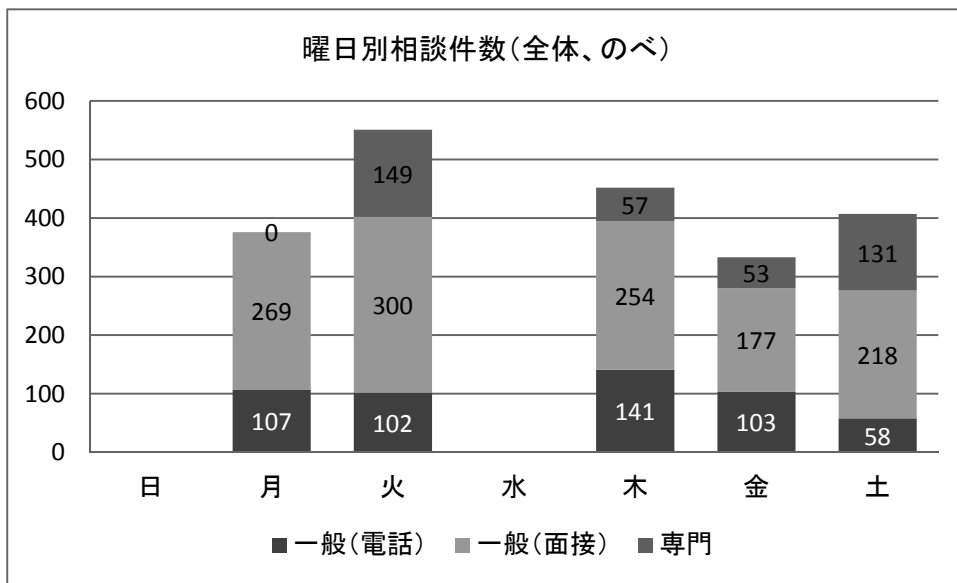


面接相談の内訳



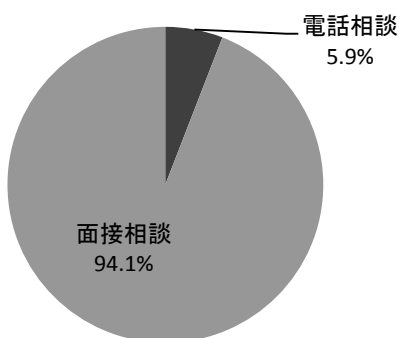
2. 曜日別相談件数

(件)



※日曜日・水曜日は相談室の休室日

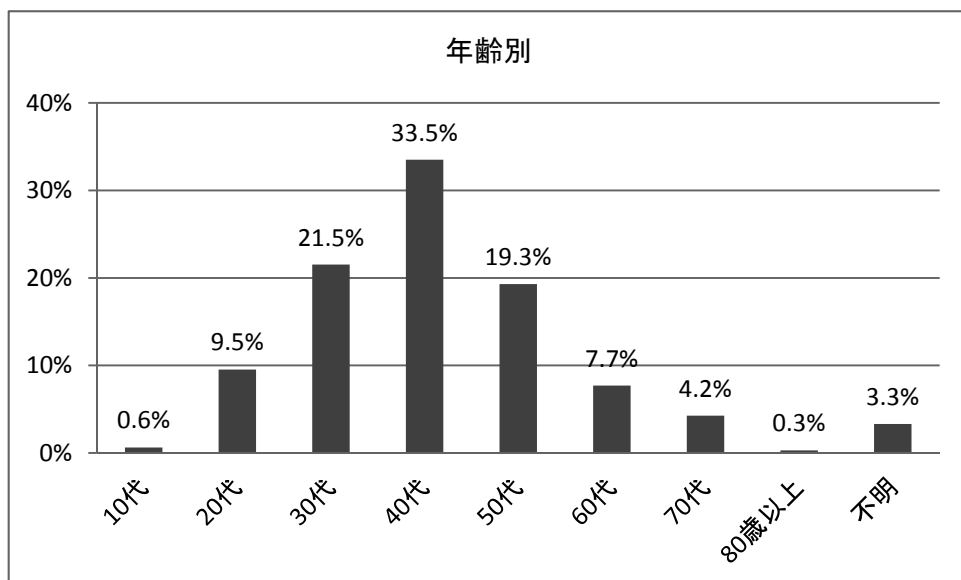
火曜日夜間の利用状況(のべ)



相談室の開室時間は通常夕方 6 時半までだが、最終受付時間は電話相談が 6 時まで、面接相談は 5 時半までとなる。この時間帯は働く女性、特に土曜が休めない女性などには利用しづらいため、火曜は開室時間を延長している。夜 8 時まで開室している火曜日夜間は、電話相談が 5.9%、面接相談が 94.1%となっており、火曜夜間の面接が定着してきている。

3. 年齢別相談件数

利用者の年齢は、全件数（2,119 件。以下同様）でみると 40 歳代、30 歳代、50 歳代の順に多く、この年代で全相談件数の 74.3% を占める。「不明」の相談方法の内訳は、「電話相談」が大半である。

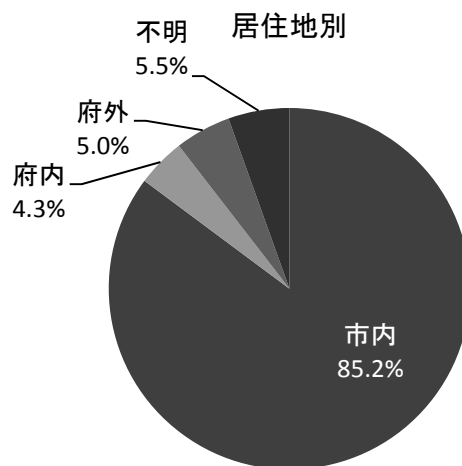


4. 居住地別相談件数

全件数のうち、1,805 件（85.2%）が市内に居住する方からの相談であった。相談種類別でみると、法律相談は、DVを含む相談者以外は、市内在住・在勤者に限って予約を受付けることを原則としていることにより、市内の相談者が 98.1% となっている。

(件)

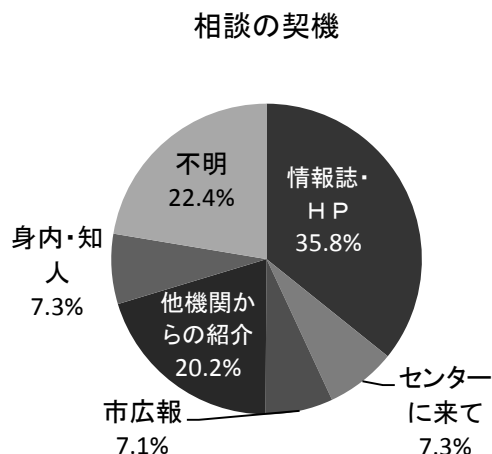
	一般相談		専門相談				合計
	電話	面接	男性DV 電話	法律	男性	女性への 暴力	
市内	333	1,120	15	51	95	191	1,805
府内	30	47	7	0	7	1	92
府外	43	45	1	1	1	15	106
不明	105	6	5	0	0	0	116
合計	511	1,218	28	52	103	207	2,119



5. 相談の契機別相談件数

初回利用者がどのようなきっかけで相談室を知り、相談してきているのか、相談の「契機」をみると、「情報誌やホームページ」などセンターが発信する情報から相談室の存在を知って相談してきている利用者が多く、「他機関からの紹介」が続く。「不明」も22.4%と多いが、うち、電話相談が91.5%を占める。これは、電話相談においては相談の中で語られない限り、こちらから契機を尋ねることはしていないためである。

「他機関からの紹介」は増加傾向にある。なかでも区役所からの紹介が最も多く、次いで法テラス、子ども相談センター（パトナ）の順となっている。



6. 相談にかかった時間

相談時間については、利用者にも、相談を受ける側にも、集中して話ができる時間を考え、面接相談は50分の原則を設けており、また、電話相談は30分を目安に話をしてもらっている（ただし、相談の中で自殺念慮が語られたり、インテーク（初回）面接においては、この限りではない）。この結果、面接相談では60分以内が1,378件（面接の85.7%）、電話相談では、30分以内が385件（75.3%）となっている。

相談の質の向上に「構造化」は不可欠であるが、一般的には①場所、②時間、③料金の3つを設定することが重要とされている。当相談室は、公的機関でもあり、③は無料であることから、残り二つの設定は不可欠と考えられる。中でも②時間に原則を設けることは、利用者に対して公平で、効率のよい相談環境を提供することにつながっていると考えられる。

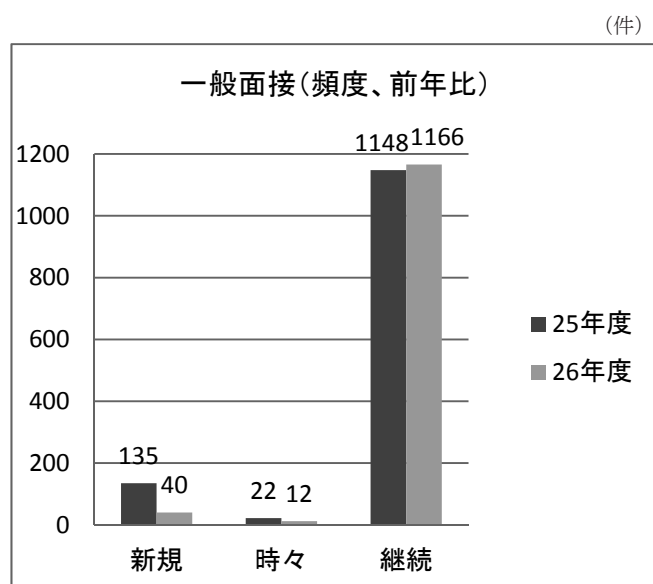
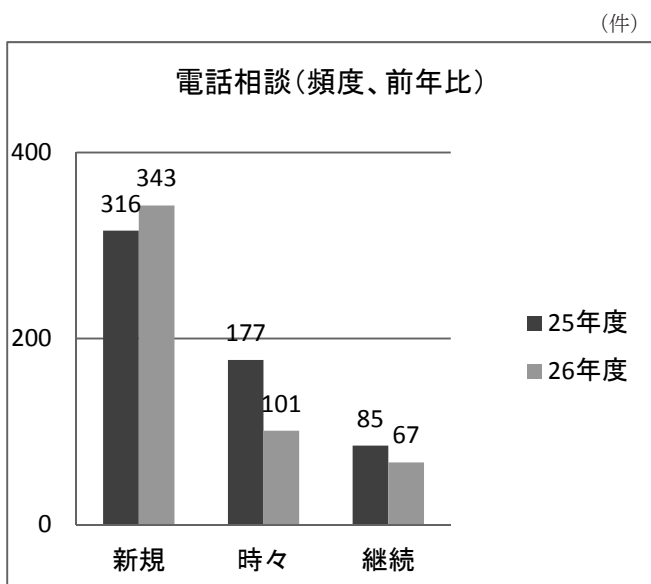
(件)

		～30分	31～60分	61分以上	合計
一般	電話	385	119	7	511
	面接	19	1,004	195	1,218
専門	男性DV電話	17	10	1	28
	法律	28	24	0	52
	男性	0	101	2	103
	暴力	3	199	5	207
合計		452	1,457	210	2,119

7. 相談の頻度

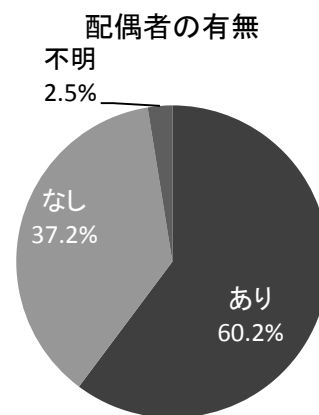
電話相談は原則匿名であるため通常1回で終結するが、過去に面接相談を終結しているが問題が起こったときに名乗ってかけてくるケースや、匿名でも頻回のリピーターは「時々」、また現在面接相談継続中だが、次回予約日までに問題が起こり電話で相談されるケースは「継続」

としている。相談の頻度については、電話相談は「新規」が67.1%と6割以上で、問題解決に向かう相談の入口としての役割を果たしている。一方で、一般面接における「新規」は3.3%である。これは、電話相談では、助言や他機関の紹介、面接相談につなぐといった一時的な問題解決を目的とするのに対し、面接相談では、問題にじっくりと取り組み、利用者が自らの力で解決できるように援助する関わりを心がけているので「継続」が多くを占めるためである。



8. 配偶者有無別相談件数

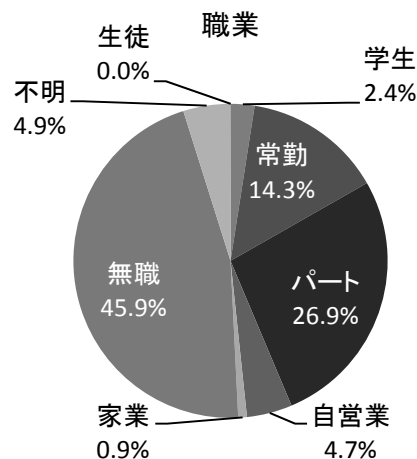
配偶者の有無については、「あり」の人が1,276件であり、全件数の60.2%を占める。



9. 就業形態別相談件数

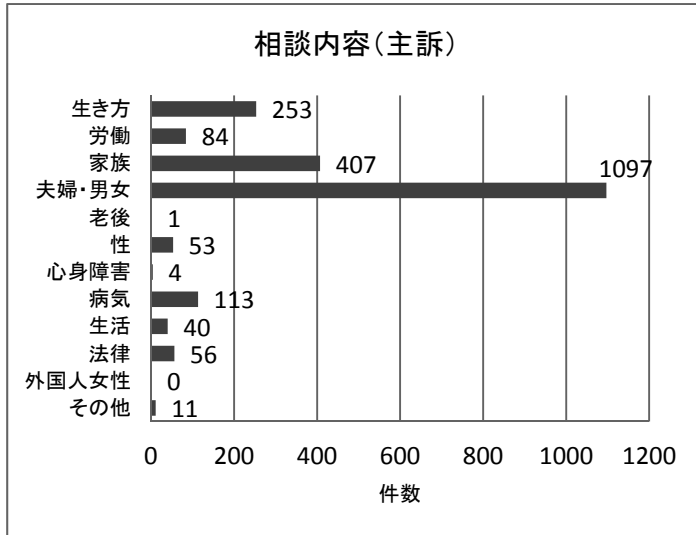
就業形態別は、無職が全件数の45.9%であり、パート(26.9%)、常勤(14.3%)が続く。

20歳代の働いている人37.1%、30歳代で45.4%、40歳代で56.2%、50歳代で57.2%、60歳代で28.2%であった。

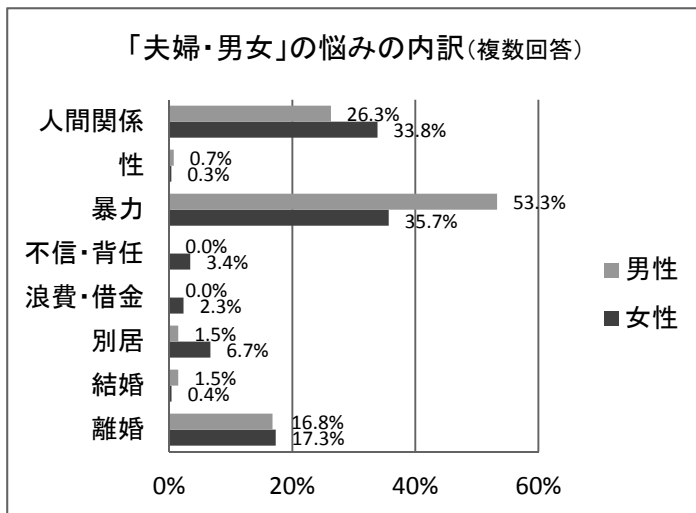


10. 相談内容（主訴）別相談件数

(件)



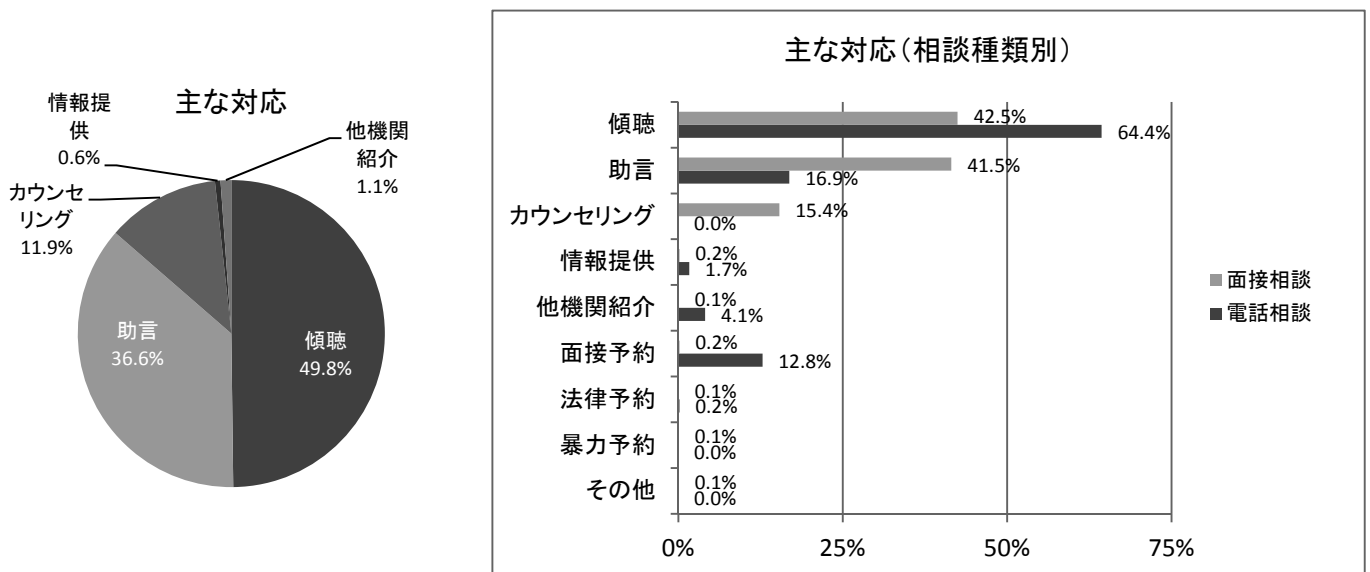
初回相談者の相談内容を主訴で大きく分類(11項目)すると、「夫婦・男女」の悩みが最も多く、「家族」「生き方」と続く。



「夫婦・男女」の悩みの内訳をみると、女性では、「暴力」が35.7%と最も多く、次いで「人間関係」「離婚」の順となっている。一方、男性でも「暴力」が最も多く53.3%となっており、そのあとは「人間関係」「離婚」の順で続いている。

11. 相談への主な対応

相談の主な対応は、相談の種類を問わず、傾聴(49.8%)と助言(36.6%)が主となっている。相談種類別にみると、電話相談ではカウンセリングは行っていないため、他機関紹介、情報提供といったアドバイスや面接予約も主な対応となっている。



12. 他機関紹介

当相談室では「他機関紹介」という分類は、公的な機関について紹介する場合に限り使用しており、その他の機関について案内する場合は、対応方法を「情報提供」として記録している。主たる対応に該当しないケースも含め、紹介した他機関は下記の通りである。一番多いのは「京都市DV相談支援センター」と「京都市こころの健康増進センター」であった。特に「京都市DV相談支援センター」には緊急性の高いケースや、DV相談証明を希望するケースなどを主に紹介を行った。二番目に「労働局」、3番目に「区役所」「法律扶助協会（法テラス）」、さらに「警察」「弁護士会」と続く。なお、4番目の「弁護士会」であるが、「法律扶助協会（法テラス）」の要件に該当しないケースを「弁護士会」へ紹介している。

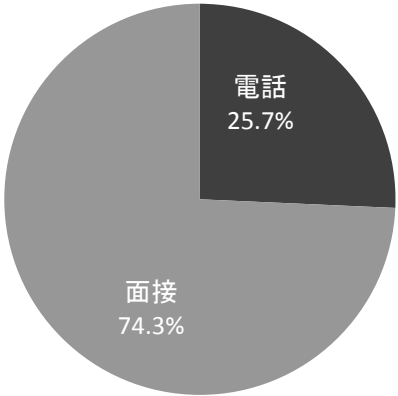
紹介先	件数	紹介先	件数
家庭裁判所	1	長寿すこやかセンター	2
京都府警・管轄所・レディス110番	4	公証人役場	1
区役所(法律他)	5	地域包括支援センター	2
京都市DV相談支援センター	13	こどもみらい館	2
福祉事務所	2	京都府住宅供給公社	1
京都市保健センター	1	京都府高齢者情報センター	1
労働局・労働相談コーナー	9	自立支援就労センター(PS)	3
労働局・雇用均等室	1	京都市発達障害者支援センター「かがやき」	2
労働局・ハローワーク	1	高齢者情報相談センター	1
消費生活総合センター	2	中青(子ども若者総合相談窓口)	1
京都市こころの健康増進センター	13	京大病院	1
弁護士会	4	洛南病院	1
京都府男女共同参画センター	1	京都府立医大付属病院	1
京都府家庭支援総合センター	2	公立小中学校(SCなど)	1
法律扶助協会(法テラス)	5		
		合計	84

Ⅲ	女性の相談
---	-------

1. 女性相談について

女性からの相談は、1,988件（のべ）で、全相談件数の93.8%だった。相談の方法は、面接が74.3%、電話が25.7%となっており、面接の方が多くなっている。

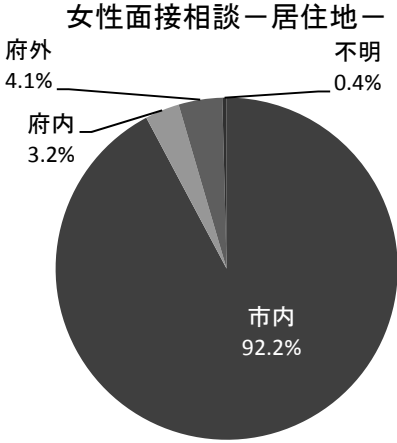
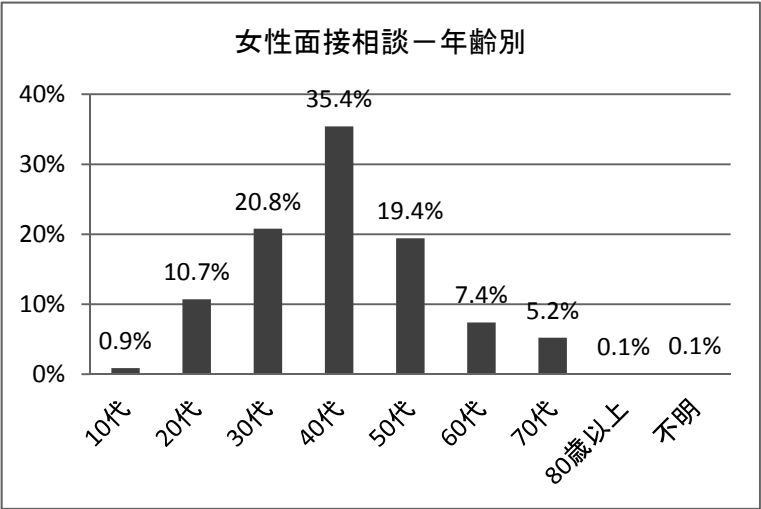
女性の相談－相談方法－



女性の面接相談・電話相談については、前年比でほぼ横ばいである。以下に詳しく見ていく。

2. 女性面接相談の利用者の属性

女性の面接相談の利用者の年齢は、40代、30代の順に多く、この年代で全体の56.2%を占め、続いて50代となっている。居住地は、92.2%が市内在住となっている。



相談の契機は、「情報誌・HP」が34.7%、「他機関からの紹介」が21.3%と多く、「身内・知人からの紹介」、「市広報」と続く。

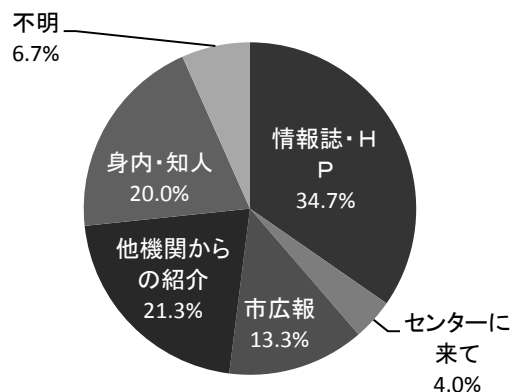
配偶者は、「あり」の人が63.1%、「なし」が36.7%となっている。

面接相談の女性相談者の就業形態は、「無職」が最も多く(45.7%)、「パート」(32.6%)、「常勤」(11.7%)と続く。「自営業」「家業」を含めると、利用者自身に何らかの収入がある人が50.8%いることがわかる。

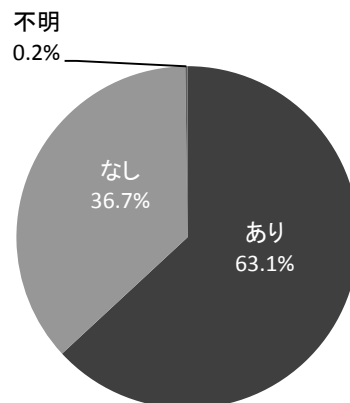
「パート」「常勤」「自営業」「家業」を合わせた人数で、面接相談利用者の「就労率」を算出したところ、10代は0.1%、20代は7.2%、30代は18.7%、40代は43.3%、50代は24.3%、60代が4.9%であった。

当協会の面接相談利用者の就労率は、総務省統計局が行った平成25年「労働力調査」における日本の女性の労働力率よりすべての年代で下まっている。

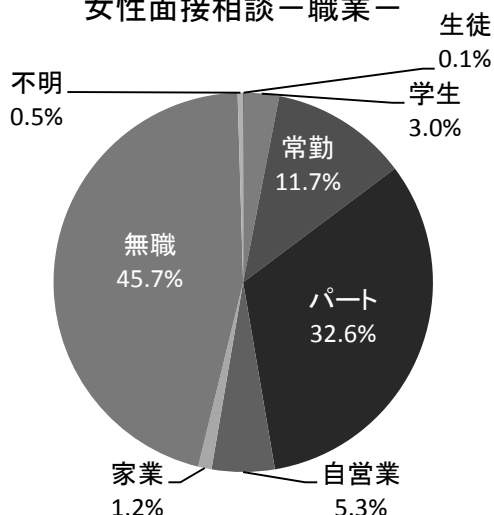
女性面接相談－相談の契機－



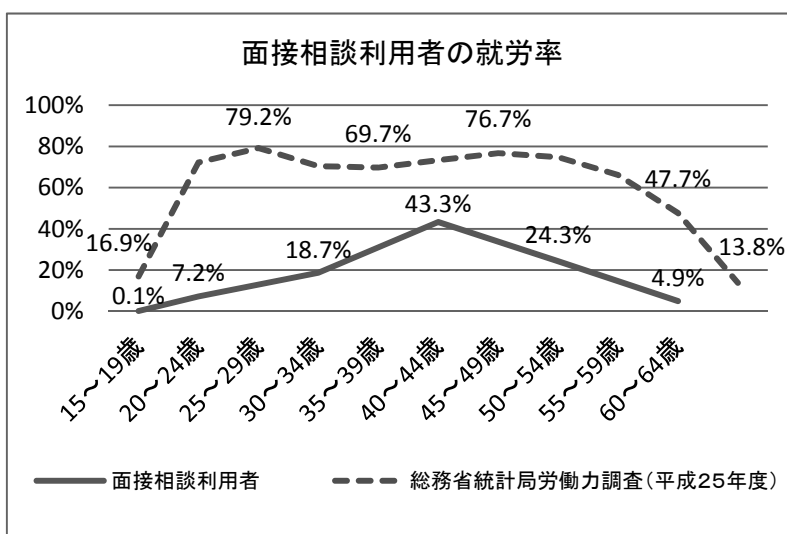
女性面接相談－配偶者の有無－



女性面接相談－職業－

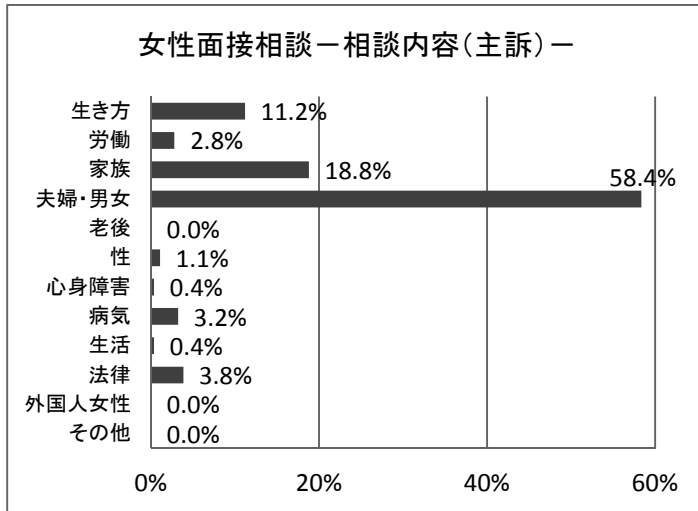


面接相談利用者の就労率



3. 女性面接相談の主訴

女性の面接相談の主訴は、「夫婦・男女」の悩みが最も多い。利用者の75.6%を占める30代～50代の主訴を表にまとめると、右下の表のようになる。いずれの年代も「夫婦・男女」に関する悩みが最も多く、「家族」「生き方」と続く。



女性相談の主訴-年齢別-

年齢	30代	40代	50代
件数	307	523	287
1 生き方	7.5%	11.5%	14.6%
2 労働	1.0%	4.2%	2.1%
3 家族	21.5%	18.0%	17.4%
4 夫婦・男女	59.0%	59.1%	56.4%
5 老後	0.0%	0.0%	0.0%
6 性	2.3%	0.8%	0.3%
7 心身障害	0.0%	0.0%	1.4%
8 病気	3.9%	2.3%	4.2%
9 生活	0.3%	0.2%	0.7%
10 法律	4.6%	4.0%	2.8%
11 外国人女性	0.0%	0.0%	0.0%
12 その他	0.0%	0.0%	0.0%
計	100.0%	100.0%	100.0%

最も多かった「夫婦・男女」の悩みを更に8項目の小分類別に見ると、その上位3項目は、「暴力」「人間関係」「離婚」となっている(複数回答)。

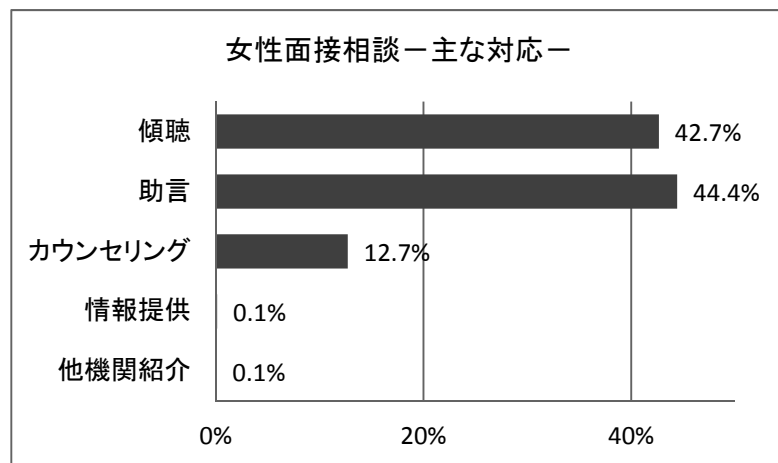
年齢の上位3グループ(30代、40代、50代)を小項目別で見ると、「暴力」の悩みを抱える人の割合は、50代が最も多く、30代、40代、50代と年代を重ねるほど、暴力の悩みを訴える比率は増加している。一方、「離婚」の悩みを抱える人の割合は30代が最も多く、年齢を追うごとに減少する。「人間関係」の悩みを抱える人の割合については、年齢によって差があるとはいえなかった。

女性面接相談-「夫婦・男女」の小項目別、年齢別-

年齢	30代	40代	50代
件数	549	765	525
a 人間関係	32.2%	37.6%	30.1%
b 性	0.4%	0.4%	0.4%
c 暴力	32.2%	37.3%	41.9%
d 不信・背任	4.6%	1.6%	4.6%
e 浪費・借金	1.8%	1.7%	3.0%
f 別居	7.5%	4.6%	7.2%
g 結婚	0.2%	0.3%	0.6%
h 離婚	20.9%	16.5%	12.0%
i その他	0.2%	0.1%	0.2%
計	100.0%	100.0%	100.0%

4. 女性面接相談の主な対応

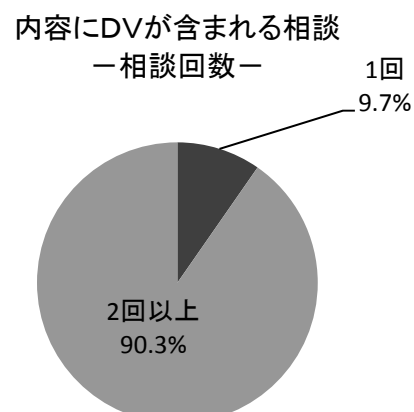
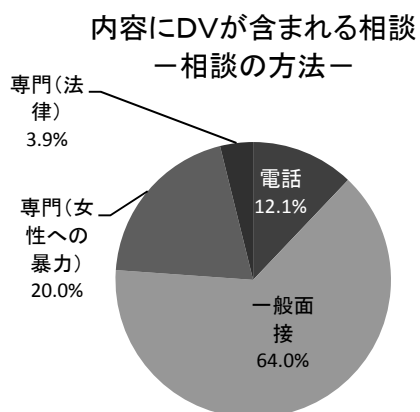
女性面接の主な対応は、「傾聴」が42.7%、「助言」が44.4%となっている。なお、「カウンセリング」とは専門相談（女性への暴力相談）の中の「トラウマカウンセリング」を指す。

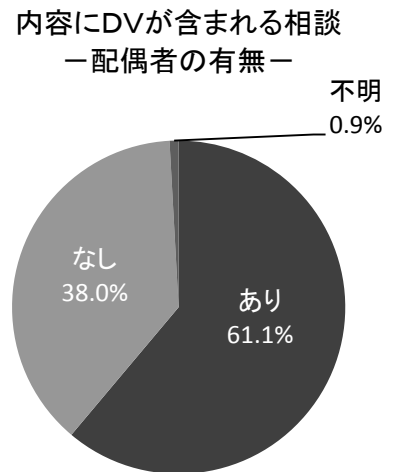
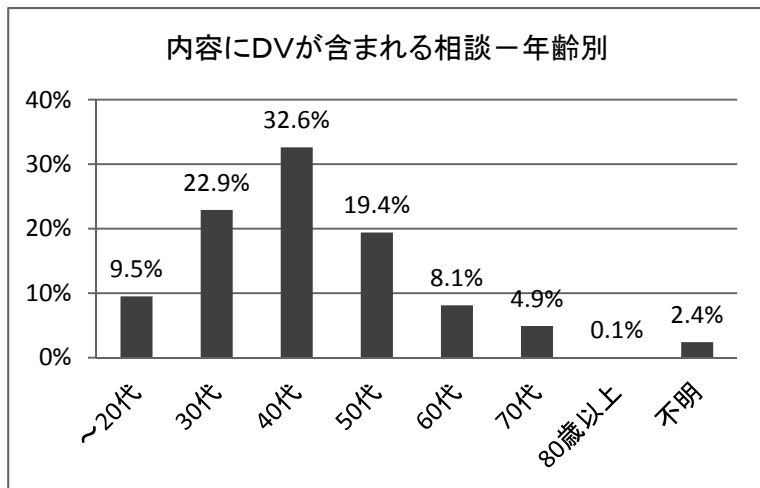


5. 内容にDVが含まれる相談

「内容にDVが含まれる相談」には、DVをはじめ、セクシュアルハラスメント、ストーカー、レイプなどの相談を含んでいる。「内容にDVが含まれる相談」は、男性相談を除く女性相談全体（1,988件）の52.0%を占める。相談の方法は、電話よりも面接が多い（87.9%、一般面接と各専門相談の合計）。相談内容にDVが含まれる悩みは、問題が深刻な場合が少なく、電話相談の場合は、面接相談を案内することが多い。これらの利用状況を見てみると、一回きりで相談を終わる人（9.7%）より、継続した相談を続けている人が多く（90.3%）、電話相談を入り口として、継続した面接相談で問題の解決に取り組んでいる人が多いことがわかる。

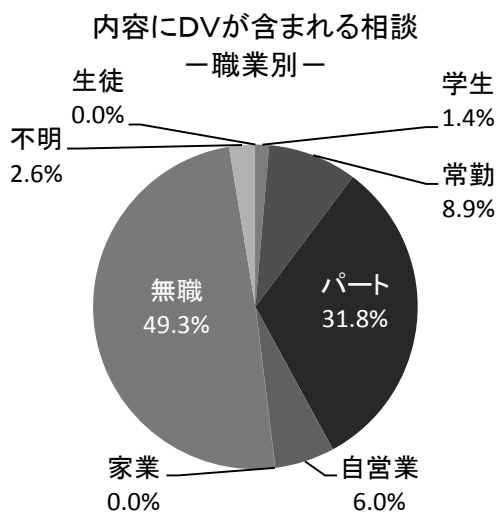
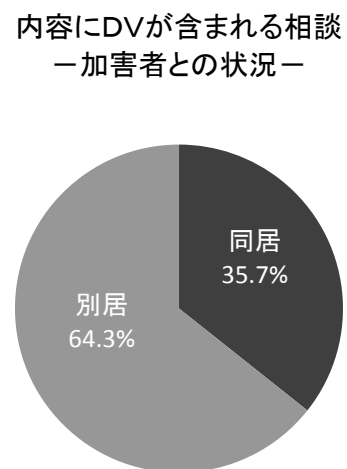
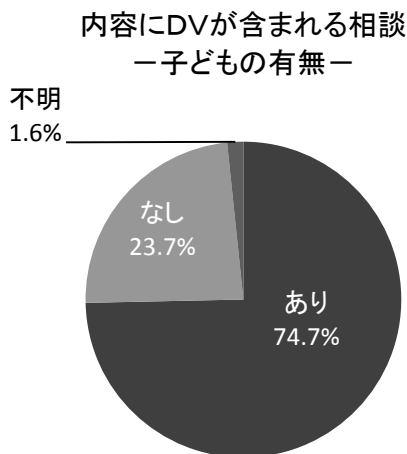
年齢別には、40代、30代、50代の順に多い。配偶者は「あり」の人が61.1%を占めていることから、加害者は配偶者であることが多いのがわかる。なお、配偶者「なし」には、内縁関係の夫からのDV、及び若年層のデートDVが含まれる。





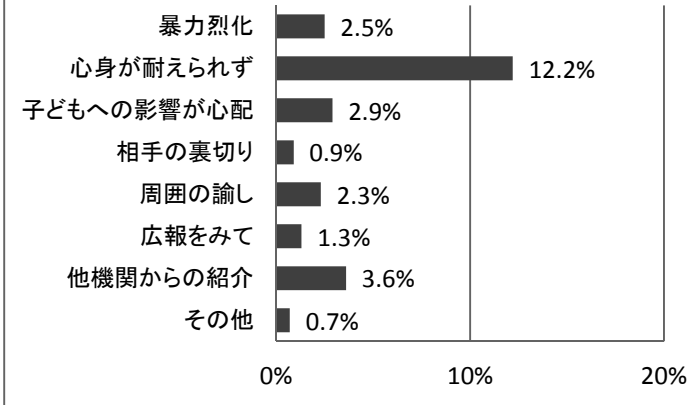
家族構成は、子どもがいる人が74.7%で、子どもの人数は、1人の家庭が最も多い(36.0%)が、子ども2人の家庭もほぼ同程度の35.7%となっている。子どもが3人以上いる家庭も28.3%ある。第一子の平均年齢は17.0歳となっている。なお、子どもの年齢は、4か月から52歳までと、大変範囲が広い。

加害者との状況は、「別居」が64.3%で、「同居」(35.7%)を上回る。



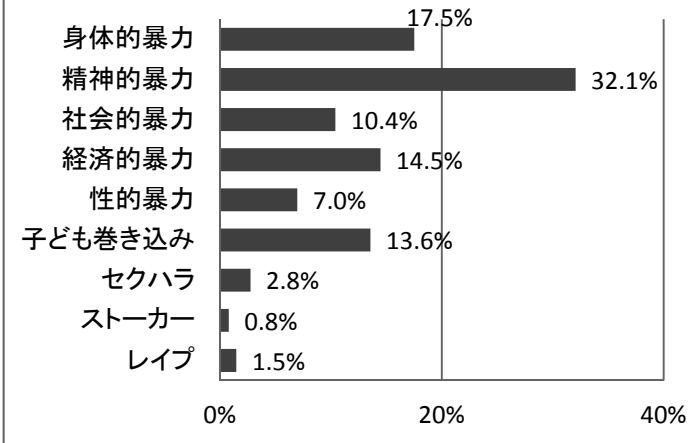
職業別に見て行くと、「無職」が約5割を占めるが、常勤やパートなど、利用者自身が何らかの収入を得ている人が46.7%いることがわかる。

内容にDVが含まれる相談－相談の契機－



相談の契機は、「心身が耐えられず」が最も多く、実態は、直前に暴力が烈化し、その日から数日以内に電話相談をされるケースがほとんどである。次に、「他機関からの紹介」「子どもへの影響が心配」が続く。なお、「他機関からの紹介」は、区役所が最も多く 16.7%を占め、次いで警察、市役所が同率（12.5%）、さらに法テラス、児童相談所、消費生活総合センターが同率（8.3%）と続く。

DVが含まれる相談－暴力の種類－（複数回答）



「DV」に該当する暴力の種類

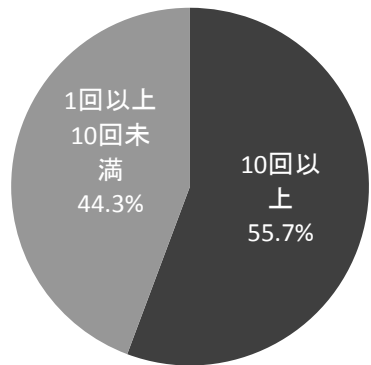
暴力の種類別では、「身体的暴力」、「精神的暴力」、「社会的暴力」、「経済的暴力」、「性的暴力」、「子ども巻き込み」が「DV」に該当する。

最も多いのは「精神的暴力」、次いで「身体的暴力」となっており、「経済的暴力」「子ども巻き込み」と続く。なお、これは複数回答であり、DVに該当する暴力の訴えを、相談件数（917 件のべ）で割ると 2.75 となる。一人当たりが平均 3 種類弱の複合的なDV被害を受けていることがわかる。

面接回数は、前述したように 2 回以上継続される人が 90.3%であるが、10 回未満で終結、もしくは一旦終結となる人が 44.3%となっている。経済的・精神的自立に向けてのサポートが必要な場合、また、離婚調停や離婚裁判に展開する場合は、10 回以上となることもある。

DV被害者の中には、社会のDV被害者への理解が浅く、親や友人から、中には関連機関で二次被害を受ける人も少なくない。そのような利用者を、社会から孤立させないためにも、継続した面接でエンパワメントに向けて援助をし続けることが必要となる。DV被害者の支援は、命の危険を伴う危機介入を除き、一時的、単発的に強く介入するような「太く短い」関わりではなく、中長期的な視点で本人の気持ち、意思を尊重する「細く長い」関わりが求められていると言える。

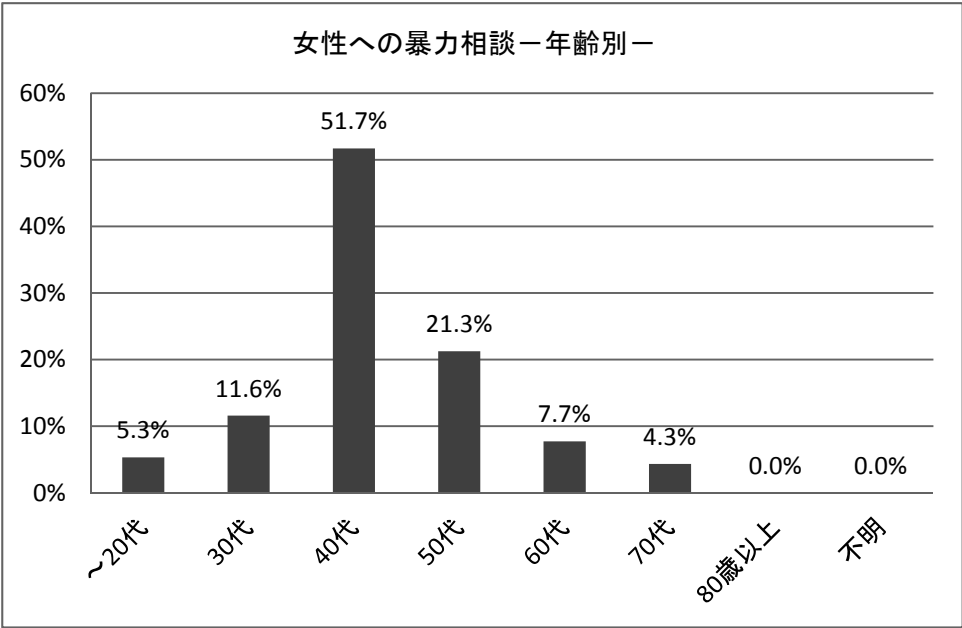
DVに関する相談－相談回数－



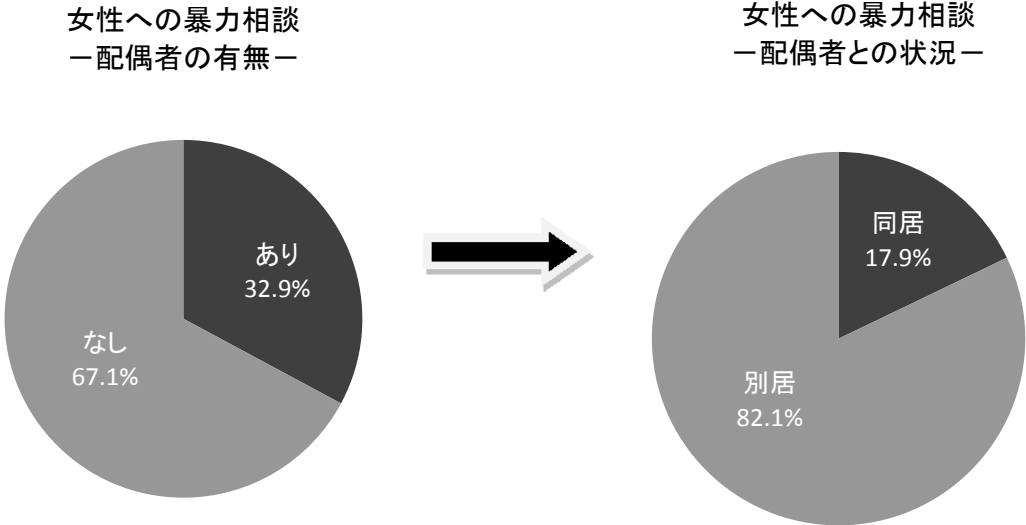
IV 女性への暴力相談

1. 「女性への暴力相談」の利用者の属性

前述した「内容にDVが含まれる相談」のうち、専門相談（「女性への暴力相談」）は、のべ207件、24ケース（相談者一人を1ケースとする。以下同様）だった。利用者の年齢は、40代が51.7%と多く、次いで50代が続く。また、10代～20代の相談には、より専門的なカウンセリングが必要となるレイプ等の性犯罪被害に遭った利用者のケースが含まれている。

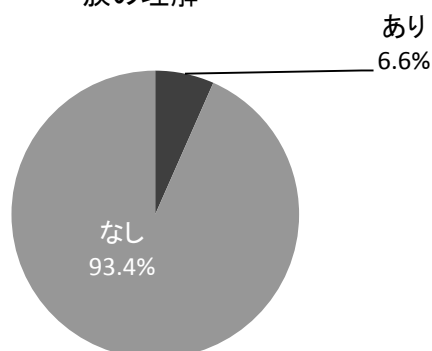


配偶者は、「あり」が約3割強であるが、すでに別居している人が82.1%となっている。

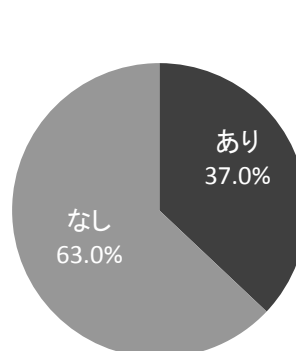


配偶者と「別居」している人と、「同居」している人、それぞれの実家の家族の「DVに対する理解」について比較すると、「別居」している人の実家の家族に「DVに理解がある」と感じている人は6.6%、「DVに理解がない」と感じている人は93.4%、一方で、配偶者と未だ「同居」している人の実家の家族に「DVに理解がある」人は37.0%、「DVに理解がない」人は63.0%となっている。因みに、内容にDVを含む相談全体では、「別居」している人の実家の家族に「DVに理解がある」と感じている人は58.0%、「DVに理解がない」と感じている人は42.0%と状況が反転している。

女性への暴力相談
—加害者と別居している人の実家家族の理解—

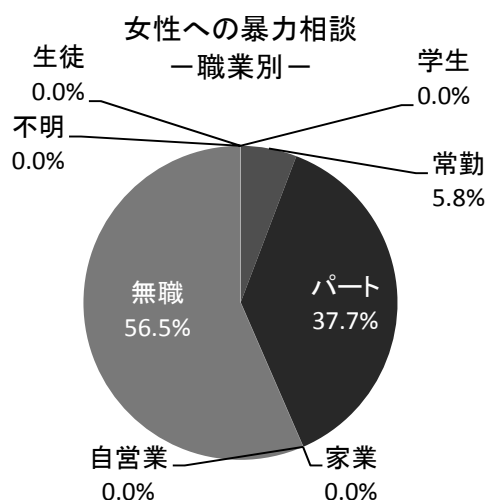
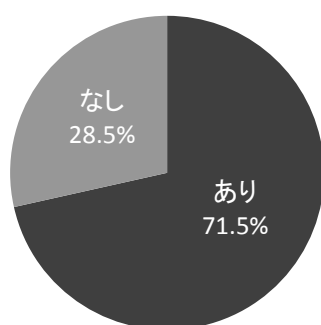


女性への暴力相談
—加害者と同居している人の実家家族の理解—



従来、DV加害をする配偶者と別居するという問題解決への一歩を踏み出すためには、被害者にとって最も身近な親やきょうだいといった家族が、DVを理解していることが重要であることがわかるが、特に専門相談につながる重篤なDV状況にある場合、実家の状況も不安因子の一つであり、別居に踏み切った人の家族の支援が圧倒的に少ないことがわかる。

女性への暴力相談
—子どもの有無—

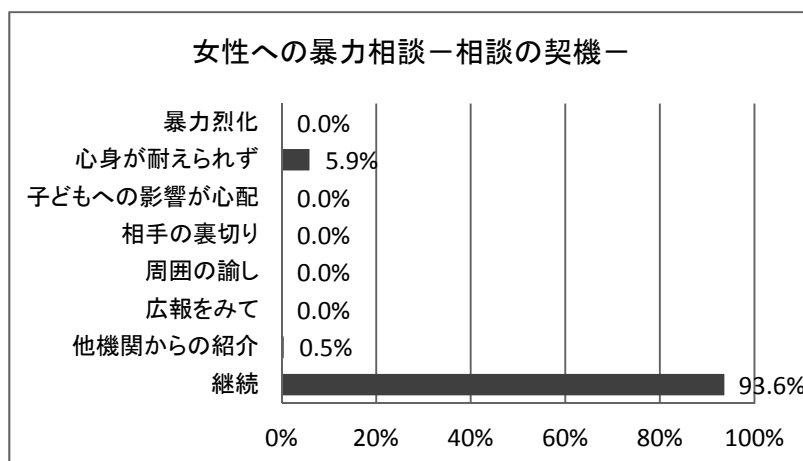


子どもは、「あり」の人が71.5%、「なし」の人が28.5%となっている。「あり」の人の子ども的人数は、1人の家庭が41.6%、2人の家庭が42.3%、3人以上の家庭が16.1%となってい

る。また、第一子の平均年齢は 14.8 歳で、その範囲は 0 歳～38 歳となっている。職業は、「無職」が半数以上を占めるが、常勤、パートなど、何らかの仕事に就き、収入を得ている人も 43.5% いることがわかる。

2. 相談の契機

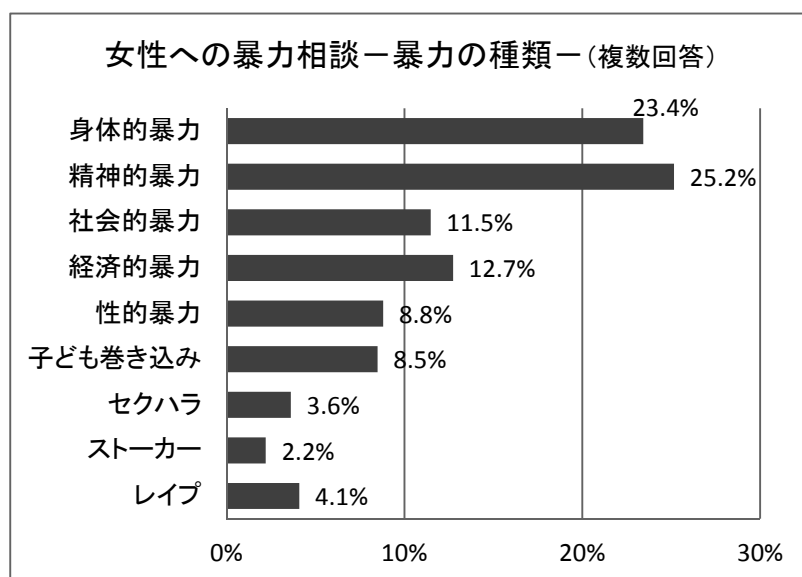
相談の契機は、「継続」が最も多い。これは、一般面接からリファー（紹介）することが多いためである。



専門相談（「女性への暴力相談」「法律相談」）を希望される方には、まずは「一般相談」に来ていただいてじっくりと話を聞き、各専門相談にリファーしている。「内容にDVが含まれる」悩みを持つ全ての利用者を「女性への暴力相談」にリファーするのではなく、法律相談等で具体的な問題解決を終えた人や、DVや性被害が原因となりPTSD等の精神症状が強くてでている人に、「女性への暴力相談」を案内している。

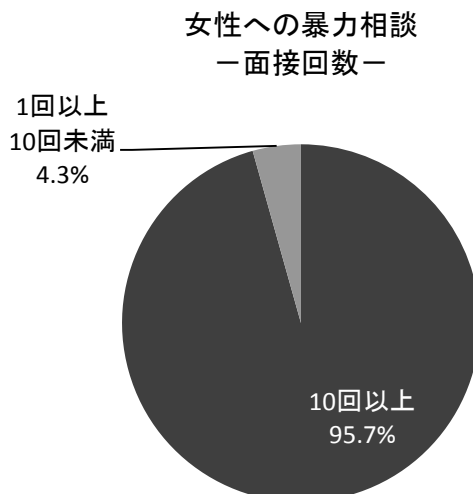
3. 暴力の種類

暴力の種類は「精神的暴力」が最も多く、「身体的暴力」が次に多い。「経済的暴力」と「社会的暴力」が続く。前述した「内容にDVが含まれる相談」での暴力の種類と比較すると、傾向がほぼ比例していることがわかる。



4. 面接回数

相談回数は、一般面接と同様に特に上限は設けていない。10 回未満で終結、または一旦終結している人より、10 回以上かかっている人が 95.7%と、圧倒的に多い。



5. 一般面接相談における「内容にDVが含まれる相談」との違い

・DV被害者支援に必要とされる二つの場

～現実的な問題解決の場（一般面接相談）と、心理的回復の場（女性への暴力相談）～

「女性への暴力相談」において、法律的な手続きをしている人は 45.4%であり、その内訳は、「離婚後」が 100%で、「調停中」「裁判中」「家裁で審判が出ている」「調停不成立」はいなかった。一方で、一般面接相談の「内容にDVが含まれる相談」において法律的な手続きをしている人は全体の 21.7%で、内訳は「離婚後」54.5%、「調停中」32.9%、「家裁で審判が出ている」5.6%、「調停不成立」4.2%、「裁判中」が 2.8%だった。一般面接相談では、離婚後が多いが、それ以外にも様々な法的な段階の人が存在している。一般相談が『法律的な手続きを含めて、どうすればいいのか』という具体的、現実的な悩みの解決に利用されているのに対し、「女性への暴力相談」は、法律的に一定の目処はついたが、気持ちの整理や心の回復に、より専門的な援助を受けられる場として必要とされていることがわかる。

・援助者に求められる精神医学領域の知識と理解

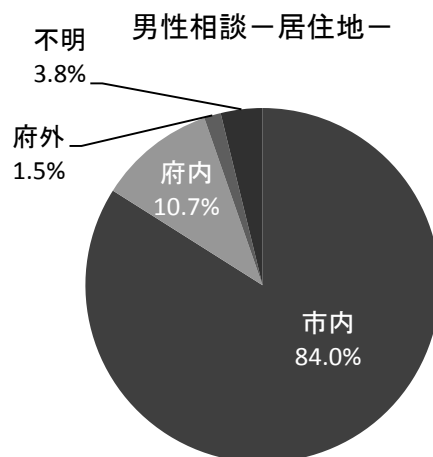
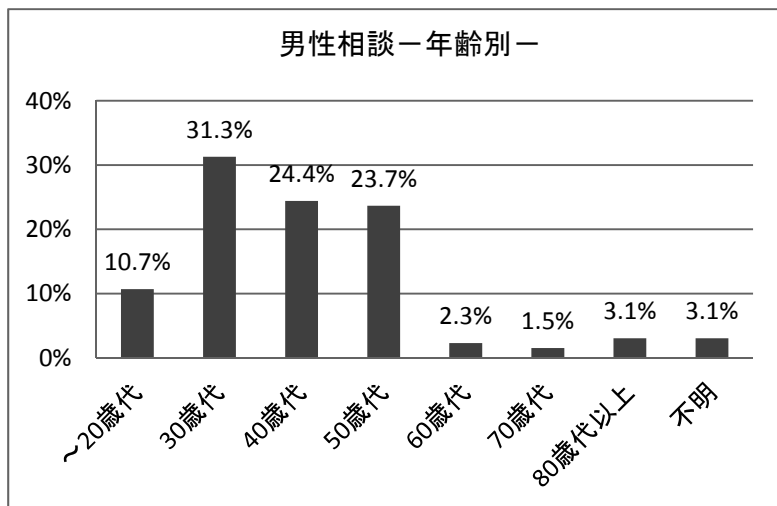
DV被害者には、PTSDや抑うつ状態等の精神症状が出ることもあり、DVの継続期間が長ければ長いほど、心身への影響が深刻化することがわかっている。当相談室でも、一般相談の「内容にDVが含まれる相談」における、精神科や心療内科に通院している人の割合は 27.2%であるのに対し、「女性への暴力相談」では 45.4%となっている。DV被害者の援助には、少しでも早い介入が必要なのは言うまでもないが、援助者には、精神医学的な知識を持つカウンセリングスキルが求められていると言える。

・柔軟な対応が求められる一般面接相談

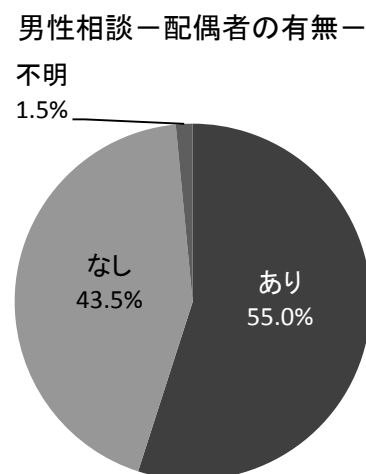
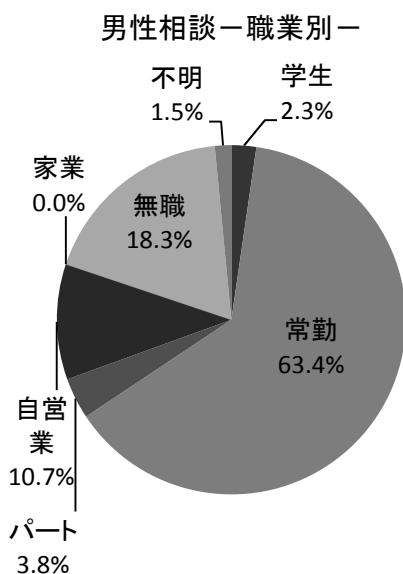
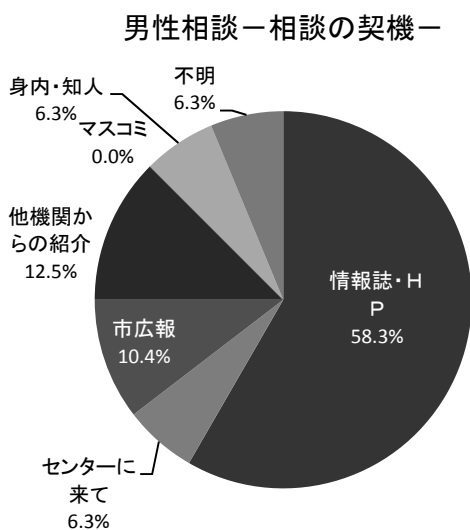
「ストーカー」の相談は、女性相談全体では 1.0%含まれていた。ケースでみると、このうち 20.0%が「女性への暴力相談」となっている。これは、ストーカーの訴えは、今まさに身の危険を感じている人からの相談が多く、警察や、弁護士への介入等、緊急対応が必要となるため、臨機応変な対応が可能な「一般相談」で対応したためと考えられる。

1. 男性相談について

男性相談は、のべ131件、62ケースで、全相談件数の6.2%だった。以下、実数による集計を示す。相談の方法は、男性のための相談は「面接」のみ、男性のためのDV電話相談は「電話」のみとなっている。利用者の年齢は、30代が最も多く、40代、50代と続く。居住地は、「市内」が84.0%と全体の8割以上を占め、「府内」が10.7%、「府外」1.5%となっている。



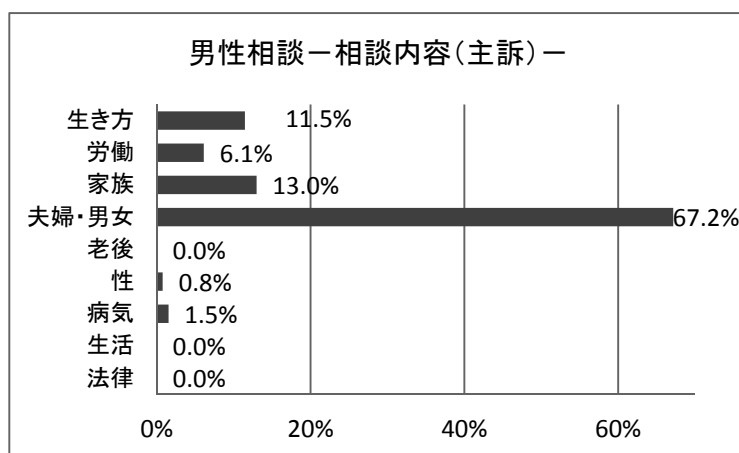
相談の契機は、最も多いのが「情報誌・HP」58.3%となっており、次いで「他機関からの紹介」が12.5%、次に「市広報」10.4%、さらに「不明」「身内・知人からの紹介」「センターに来て」が同率（6.3%）と続く。「不明」が一定数存在するのは、電話相談では契機を聞き取ることが難しい場合があるからである。



職業は、「常勤」が63.4%で最も多く、「無職」が18.3%だった。配偶者は、「あり」が55.0%、「なし」が43.5%となっている。

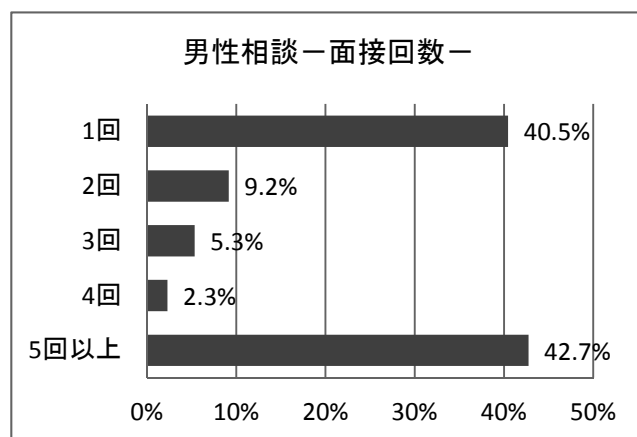
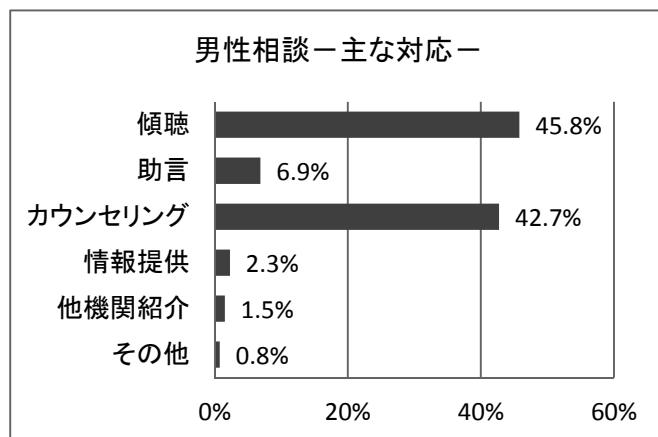
2. 男性相談の主訴

主訴は、「夫婦・男女」が67.2%を占める。次いで、「家族」「生き方」の順となっている。



3. 男性相談の主な対応

主な対応は、傾聴が45.8%で最も多く、次いでカウンセリングが42.7%となっている。相談回数は、5回以上の人42.7%と最も多いが、次いで1回の人40.5%を占めており、1回で終了する人と継続する人が2極化している。



4. DVに関する相談

相談の中で、DVについて語られたケースは男性ケース全体の64.5%あった。内訳は、DV加害の相談が83.3%、DV被害の相談が16.7%となっている。DVに悩む男性の相談は確実に増加しており、男性のためのDV電話相談も設置されて2年目を迎えた。今後ともそのニーズを加害、被害ともに受け止められる男性相談員の育成と、多くの受け皿が必要である。

VI	その他の相談事業	
----	----------	--

1. 相談機関の連携会議

DVをはじめとする相談に関わる機関の相談員が研修、事例研究、情報交換等を行うことにより、相談員の資質の向上と各機関の連携を図ることを目的として実施された。以下の会議に相談員が参加して研修した。

ア 女性のための相談ネットワーク会議

実施日	テーマ	参加機関／人数
7/8	講演「人格とパーソナリティ～パーソナリティ障害の“真実”～」 岩井圭司（兵庫県教育大学大学院学校教育研究科 人間発達教育専攻教授） 「男女共同参画の視点での防災支援事業について」 京都府男女共同参画センター職員	18 機関/26 名
2/3	事例研究 スーパーバイザー 井上摩耶子	16 機関/23 名

イ 配偶者からの暴力に関するネットワーク京都会議実務者会議

7/24	相談部会 (1) 実務者会議（各専門部会について） (2) DVネットワーク京都会議（主催）事業について (3) 平成26年度京都府・市事業について (4) DV対策に関わる関係機関・団体の取組（報告）及び意見交換について	27 機関/27 名
8/15	相談部会／相談機関連携に関する情報／デートDV相談の実際（講演） 啓発部会	12 機関/17 名

ウ 京都府犯罪被害者支援連絡協議会 性犯罪被害者対策研究分科会

2/18	事務局の取組状況／発表「性犯罪者被害者支援について」／ディスカッション「障害を持つ被害者について」／質疑応答	19 機関／25 名 警察側 11 名
------	--	------------------------

エ 中京相談連絡ネットワーク会議

12/5	警察関係者紹介／護身術教室／各機関・団体業務内容紹介／質疑応答	8 機関／21 名
------	---------------------------------	-----------

配偶者からの暴力に関するネットワーク京都会議参加機関一覧

(あいうえお順)

	関係機関名
1	NPO法人アウンジャ
2	ウィメンズカウンセリング京都
3	京都YWCA APT (Asian People Together)
4	京都市DV相談支援センター
5	京都市教育委員会
6	京都市男女共同参画センター (ウィングス京都)
7	京都市ひとり親家庭支援センターゆめあす
8	京都地方法務局 (人権擁護課)
9	京都犯罪被害者支援センター
10	京都府医師会
11	京都府家庭支援総合センター
12	京都府教育委員会
13	京都府警察本部 (生活安全部生活安全対策課)
14	京都府人権擁護委員連合会
15	京都府男女共同参画センター (らら京都)
16	京都府ひとり親家庭自立支援センター
17	京都府民生児童委員協議会
18	京都弁護士会
19	京都母子生活支援施設協議会
20	京都労働局 (職業安定部職業安定課)
21	社会福祉法人京都府母子寡婦福祉連合会
22	精華町 (町村行政関係)
23	日本司法支援センター京都事務所 (法テラス京都)
24	宮津市 (市行政関係)

	オブザーバー
1	京都家庭裁判所

	事務局
1	京都府府民生活部男女共同参画課
2	京都府健康福祉部家庭支援課
3	京都市文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課
4	京都市保健福祉局児童相談所

2. グループ相談会

「家族の介護は誰がやるの？」

日々の相談から把握された女性の共通の課題や隠れたニーズを受けとめ、グループ相談会を実施した。具体的な悩みや問題に直面している当事者である女性が、専門家の力を借りながら少人数で語り合い、悩みや問題を共有し、励まし合うことを通して互いにエンパワーメントすること、そして一人の女性が抱える悩みや問題が個人的なことではなく、女性に共通する問題であることを理解し、その背景にあるジェンダーの問題に気付くことを目的としている。

今回は、「介護」をテーマに取り上げ、グループ相談会「家族の介護は誰がやるの？」を実施した。介護問題は具体的な相談件数こそ少ないが、ゴールが見えず、また女性のケア役割といったジェンダーに根差す社会通念がその背景にある。対象者の状況は非常に多様であり、今回は、当事者はもとより、介護を想定される方から終えた方まで幅広く受講対象とした。専門家のアドバイスを受け、参加者は悩んでいるのは自分一人ではないこと、一人で抱え込まないでいいことに気付き、またジェンダーを学ぶことで、これからは自身の力で選択していけるように視点を変える発想を得たことなど、参加者それぞれが問題に臨む視点を得、満足度の高い講座となった。

テーマ	講師	日時	のべ受講者数
「介護について語り合おう」	ファシリテーター： 高木はるみ 公益社団法人 京都府介護支援専門員会	2/21 土・朝	18名
「共有し、見つめる、気付く」	理事	2/28 土・朝	
「自分の中に力を養う」	オブザーバー： 中野冬美 女性のための街かど相談 室ここ・からサロン 共同代表	3/7 土・朝	

3. DV被害者自立支援講座

「わたしが私でいるために」

人が本来持つべき自尊感情を取り戻し、自分を大切に思うことなどを専門家（ファシリテーター）の助言を得ながら、当事者同士で語り合い、互いに受容しあうことを通して、心身の回復を促すことを目的とした連続講座を実施した。

DV被害当事者のための自立支援講座「わたしが私であるために」(全5回)

講師：周藤 由美子 (ウィメンズカウンセリング京都)

栗岡 多恵子 (Brisa)

	テーマ	日時	のべ受講者数
1	DVを生きのびた私たち	11/14～12/12 金・朝 3回目のみ土・昼	65名
2	こころや体の声に耳をすませよう		
3	ボディワーク からだの声を聴こう		
4	自分を大切にするには		
5	人とつながりながら回復する		

4. DV被害者居場所づくり

「アフター同窓会」

ファシリテーター：竹之下 雅代 (ウィメンズカウンセリング京都)

専門家の助言も得ながら、DV被害者が長く緩やかにつながる「居場所」の提供として、これまでの「DV被害者自立支援講座わたしが私であるために」を受講したことのある方を対象に、日時や回数が固定されない自由参加型の「わたしが私であるためにアフター同窓会」を実施した。語り合いと並行し、メッセージカードなどを作成し、11月に開催されたウィングス京都パープル月間に「DVサバイバーが伝えたいメッセージ」を展示し、参加者の大きな自信につながった。

5. 京都市男女共同参画苦情等処理制度受付

京都市男女共同参画苦情等処理制度の「受付窓口」を担当した。

(件)

苦情項目	相談(ウィングス京都相談室の対応で終了したもの)	申出(問合せ・相談後申出書が提出されたもの)
性別による人権侵害と認められる行為に対する苦情	0	0
男女共同参画に関する施策の苦情	0	0
男女共同参画に影響を与える施策に関する苦情	0	0
問い合わせ	1	0
その他	0	0
計	1	0

発行 公財団法人京都市男女共同参画推進協会

平成 27 年 3 月発行

京都市中京区東洞院通六角下る御射山町 262

京都市男女共同参画センター内

電 話 075-212-7490

ファックス 075-212-7460

メー ル center@wings-kyoto.jp

URL <http://wings-kyoto.jp>

